

特許の「ジャパンパッキング」に危機感 知財活用へ自治体や金融機関とも協力

profile

つつい・やまと 慶大法卒、東京理科大工卒。75年弁理士登録。80年4月筒井国際特許事務所設立。国内・外国特許業務全般(主に半導体、電気・電子関連、情報通信、機械、自動車関連等の技術分野)を担当。09年4月から現職。産業構造審議会知的財産政策部会委員。岡山県出身。



◎聞き手 大嶋聖一 編集委員

日本弁理士会の筒井大和会長はこのほど時事通信社のインタビューに応じた。この中で筒井会長は、特許や意匠・商標権の申請が最近減少傾向にあることについて「出願件数は国民のパワーのバロメーターだ」などと指摘。さらに、知的財産権（IP）分野で、海外の企業が日本ではビジネスチャンスが少ないとみて特許出願を見送る「ジャパンパッキング」が起きている可能性があるとして、強い危機感を表明した。

その上で筒井会長は、大学や中小企業のほか地方自治体や金融機関でIPを活用する必要性を強調。日本弁理士会として積極的に協力していく姿勢を示した。主なやりとりは次の通り。

制度は柔軟に変更を

—近年、弁理士の業務範囲の拡大、IPをめぐる制度改定、「知的財産立国」を筆頭とする政府の取り組みの強化などの動きがあつたが、こうした変化をどうみているか。

筒井大和会長 小泉政権が構造改革の一環として「知財立国」を打ち出し、プロパテント（特許権の保護・活用）政策を経て、最近ではプロイノベーション（技術革新促進）が掲げられ、IP改革では第3期と言われている。そういった流れは、弁理士にとっては追い風だった。社会からの期待が大きくなつた半面、きちんと応えるべき責務も同じように増

えている。それに対し、十分応えられているかどうかを自問する必要がある。知財制度は国家の産業政策の一つだ。米国のように、時代に合わせて自分の都合のよいように変えていくぐらいの戦略があつてしかるべきだと思う。そういうことをきちんとやつていないと、国際競争に負けてしまう。

最近の弁理士の業務では、外国関係が増えている。逆に国内関係の業務は微妙に減つてきている。減少は、サブプライム問題による景気後退の前から始まっていた。弁理士自身の国際競争力を身に付けていく必要がある。外国人弁護士にどこまで日本国内での活動を認めるか、という問

題があるが、弁理士に関しても同じようなことがあつたときに、海外から一方的に来られるような受け身ではない。こちらから米国や中国に出て行くような若い人が現れなければいけない。

最近は、大手商社でも外国に行きたくない人が増えているという。若者が内向きになつていることは驚きだ。知財の世界はそうではなく、海外に出て行かないといけない。「土」業の中で、弁理士が会計士と並んで最もボーダーレス、つまり国際的な仕事だと思つてゐる。そういう変化にどう対応するか、が問われてゐる。

—業務の国際化では、日本の弁理士が海外に出て行くのか、あるいは海外の事務所と協力するのか。

筒井会長 海外の事務所と協力することが多い。日本人が米国で出願するときに、内容を説明するため、米特許商標庁の審査官や弁護士に会うこともある。そういうことを顧客の代わりに行う仕事がある。こうした業務は、今後もつと増えてくると思う。ただデスクに座つてゐるだけではない。「知的財産推進計画」が総合アドバイザーとして位置

付けた「弁理士」は、そういうことを表してゐる。

新規事業への対応を推進

——弁理士の仕事が広がり、IPとして著作権も扱えるようになつてきてが、実際の仕事としては広がつてゐるのか。

筒井会長 そこはなかなか難しいものがある。以前からコンサルティングや特許権・商標権・意匠権の価値評価という仕事はあつた。それが2000年度の弁理士法改正により

「周辺業務・新規業務」という形で取り込まれ、より明確に業務範囲になつた。しかし、それを境に弁理士がこうした分野に対応する量が増えているかと考へると、残念ながらほとんどの領域で心もとないところがある。「発明したら弁理士に」「商標出願しようと思つたら弁理士に」「意匠を考えたら弁理士に」というところまでいかなにせよ、国民の側から見て弁理士との結び付きはまだまだ弱い。だから今回、会長になるに当たりマニフェスト（公約）を作

真の意味で弁理士のビジネスにする、

るか。

筒井会長 特許などの出願件数は、

その時々の国のいわゆる知財パワー、あるいは経済力、研究開発力を表す指標だと思う。減少傾向については、われわれも非常に心配している。今

回の景気後退局面では、特許や商標だけでなく、实用新案や意匠も減つてゐる。特許に関しては、その前から微妙に減つてきていた。「これはまずい」という認識を持たないといけない。

——特許出願の質が向上すればよい

という主張もあるが、やはり出願件数は国民のパワーのパロメータだ。

そうした出願の中で良いものを残せばよい。

現に、中国の特許申請件数が増えている。中国も金融・経済危機の影響を受けたはずだが、特許、实用新案、意匠、商標の合計で180万件くらいある。日本は09年に特許が35万件、商標が11万件、意匠が3万件、実用新案が9500件で、全部足しても50万件に届かない。韓国でも、

例えば意匠権は年間5万8000件以上ある。人口が日本の4割しかない韓国の件数が日本よりも多いのは納得がいかない。

国力のパロメーター

——特許権や商標権の申請件数が減

少傾向にあるが、それをどうみてい

り、会員に訴えた。

その一つとして、00年以来何回かの法改正で広がつてきた新規業務を、

特許でも「ジャパンパッキング」が言われている。欧洲や米国の申請者が「日本は翻訳料ばかり掛かる割に特許庁の審査が厳しい。その上、裁判で無効にされることも多い。こんな国で申請を出しても、費用対効果が合わない」と考え、日本で出願をしないようにしている例もある、という。昔からある議論だが、どの国で特許を取るのが一番有利かということを考えると、ほとんどの業界では明らかに日本より米国で特許を取つた方がよい。なぜなら、米国の方がマーケットが大きい上、国際的な流通も米国経由が多い。

この関係を今の日本と中国に置き換えると、結果は明らかだ。今後は日本より中国で特許を取つた方がよい、ということになる恐れもある。やはり、技術開発と特許出願は日本国内で行わなければならぬ。それが日本のパワー、日本の特許の価値を引き上げることにつながる。こそがプロパテント政策だ。

危ういコンテンツビジネス

—今後IPの活用を推進していく上で、どのようなことが必要か。

筒井会長 国際標準に関して言え

ば、日本は技術で勝ち特許で勝つても、国際ビジネスでは負けてしまう。こうしたことを反省しなければならない。国際標準をつくるときに、IPを日本だけでなく外国でも確保し、それをベースにしながら国際標準を押さえていく、という戦略を進めるべきだと思っている。

コンテンツに関して、日本として心配しなければならない。つい最近まで、日本はアニメでは世界で最強、と言われていた。しかし、最近では韓国がどんどん追い付いてきている。戦略をもつと考へる必要がある。内向きの論理ではない。携帯電話のように、技術は優れているのに日本でしか売れないようなシステムになつてしまふと「ガラパゴス現象」になる。アニメはそうならないと思いたいが、うまくやらないと次第に韓国、台湾、中国などに追い付かれ、人件費を含めて最終的にマーケットで負けていく恐れもある。

日本の企業は、日本国内だけのマーケットでお互いに競争している。

携帯電話などはその典型だ。日本企業の世界シェアは3%にすぎない。ところが、フィンランドのノキアは世界市場の34%を握る。人口が約

500万人しかいない国の企業が世界の3割強を押さえているのに、その20倍も人間がいる日本で、しかも携帯電話を造っている会社がたくさんあるのに3%，というのはおかしい。

産業横断的な知財強化は「オープンイノベーション」と言われているが、これも当然取り組む必要がある。弁理士がどうするか、というのとは別に、国家的な政策として取り組む、という感覚を持たなければならない。

中小企業向けの戦略、必要に

—大学や中小企業が持つIPを活用する必要性が叫ばれているが、そのためには実際にどのようにするべきか。

筒井会長 日本の学者は、少し前までは特許出願より有名な海外の専門誌に成果を発表する方がはるかに付かれていた。しかしこれが日本では、大学教授も知的財産マインドが高まってきた。それでも、今はまだ道半ばだ。

政府の事業仕分けを見ていると、産官学の共同研究開発事業が随分切られている。文部科学省がやつたり、経済産業省がやつたり、農林水産省

がやつたり、という重複を省くのはよいが、研究開発事業そのものをやめるのは控えた方がよい。この点では危機感を持っている。米国などでは、大学がIPで運営費用の半分とか3分の1を賄っている例もある。それと同じことを目指すのであれば、枠組みを見直しながらもう少し辛抱強く取り組むことが必要だ。

大学や中小企業のIP活用では、大組織のOBに加えて、もう少し若い人のような多様な人材が支援に取り組めるようなシステムを考えないといけない。

中小企業を支援するときには、当該企業の規模や業種などにより、どのような人材が本当に適当なのか、考えてみる必要がある。実は、中小企業の悩みは大企業と違うかもしれない。中小企業のOBだけでなく現役を充てるなど、発想の転換も必要ではないか。

同じような規模や業種の知財戦略は参考になるはずだ。合わない面もあるかもしれないが、役に立つ面もあるだろう。

「やきそば」もIPに

—日本弁理士会で行っている自治

体との支援協定はどこまで進んでいたか。

筒井会長 今まで16の道県、三つ

の市とやつてきた。今年度の案件として決まっているのは山口県だ。09年度は青森県と協定を締結し、会設事務所を今年1月につくった。日本弁理士会が「箱」を用意して、そこに希望する弁理士が事務所を開くという形で、2人の弁理士がそれぞれ事務所を構え、常駐とは言えないが、日 nichoを決めてそこに詰めて仕事をするという体制が支援協定の流れの中で整つた。これからは支援協定の締結を増やすだけでなく、会設事務所など新しい形の支援にも取り組んでいきたい。

協定を結んだ自治体は、弁理士が少ないところが多い。異なるのは川崎市と横浜市で、いずれも政令指定都市として結んでいる。ここは都市型の支援で、大企業と中小企業が混在し、中小企業と大企業をつなぎたい、という要望があつた。横浜も09年10月、新市長誕生後に結んだ。富士宮市は例外的だが、「富士宮やきそば」の商標権の関係で市が非常に熱心にやつていた。それに共感して結んだ。例外的なパートナーだが、焼き

そばも知的財産の一つだ。

リンゴの教訓

——青森県と協定を結んだ理由は。

筒井会長 青森県はリンゴの产地

だが、中国に輸出ししようとしたところ既に商標登録されていて、非常に痛い目に遭つた。最後は取り消されたが、膨大なお金と時間がかかつた。

その後類似の商標登録の動きもあり、県知事が「知的財産は大事だ」と認識した。それで、県が非常に熱意を

持つて、知的財産支援センターという組織をつくると同時に、青森市に弁理士を増やしたいのでぜひ協力してほしい、という要望が出てきた。ちょうど政府の知的財産推進計画でも、弁理士が共同運営事務所をつく

れ、という話が出ていた。しかし「民」と「民」だけでうまくいく、というのは実際には費用も掛かるし難しい。そこで、日本弁理士会が間に入つて会設事務所という新しい形態で実現させた。ほかの自治体からも要望があれば、検討してもよい。しかし、

そのためには、青森県のように地元の盛り上がりがないといけない。中央から押し付けるような感じはよくない。

——海賊版対策や中国の特許制度改定などについて、日本として、また日本弁理士会としてどのような取り組みが考えられるか。

筒井会長 特許庁も直接あるいは日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、日本の都道府県や有名都市の名前を登録させないように求めるなど、知的財産を守るよういろいろと働き掛けをしている。日本弁理士会としては国際活動センターがあり、

国際情報の交換のほか日中、日韓、日米交流などをやつている。また、産業競争力委員会という組織を設け、海外との交流も進めている。今年3月末には中国の中華商标協会という団体が来日し、日中の商标制度について意見交換した。

中国は欧州に倣つて、特許弁理士と商標弁理士に分けている。将来商標弁理士制度をつくるに当たり、日本弁理士制度の商標関連業務の部分を参考にしてもらうとか、そういう協力を今までもしている。このような協力は、台湾とも行つてきた。

台湾は、つい最近まで弁理士制度や弁理士試験がなく、日本の制度を参考にするため、調査に来た。韓国とも以前から情報交換しているし、東

南アジアの国でセミナーを開くなどして協力している。

筒井会長 われわれも、そこまでではないが人材育成には協力し、個々の事務所が中国や東南アジアの人材を受け入れ、教育することを一部で行つている。

——特許法改正が11年度に予定されているが。

特許庁と裁判所の二つの組織で特許の有効、無効を判断する現在のダブルトラック制度について「特許庁の判断をもつと尊重すべきだ」と言っている。ダブルトラックの場合、裁判所と特許庁の両方で勝たねばならず、中小企業にとつて負担が大きい。このほか、（自分が持つ特許権を侵害している疑いのある者を見つけ出し、この権利を行使して巨額の賠償金などを得ようとする）「パテンットロール」の出現を意識して、日本でもそういった動きが出てきたときに対応できるよう、差し止め請求権の制限を求める議論もあるが、それに対しても反対している。日本の場合、現実には米国ほどパテントト

ロールは起きていない。大学、研究機関がパントロール扱いされる面もある。開発はするが、特許を用いた製造などの実行ができないからだ。実際には、米国ほど深刻ではない。

日本の場合、差し止め請求権と損害賠償請求権はセットで動いて運用されてきた。それを、一方だけ、つまり差し止め請求権を弱めることは、特許権の弱体化につながりかねない。特に中小企業やベンチャー企業が権利を持つていて、ライバルの、特に大企業が侵害の動きに出た場合、差し止め請求できないと、現実が先に進行して損害賠償だけでは補い切れない市場侵食が起きる可能性がある。差し止め請求権を弱めることはプロパテント、プロイノベーション、知財立国政策に反するのではないか、と反対している。

銀行との協力が重要

——特許を生み出し、それを守つてなおかつ利用する、という三つの課題を同時に達成するのは難しいようだが。

筒井会長

そのような知的創造サイクルにつなげていくのは難しい面

筒井会長

これまであまりなか

もあるが、重要だ。日本弁理士会としては、公衆審査制度、中小ベンチャーエンタープライズ、「産官学金」で金融を加えて中小ベンチャーエンタープライズを支援する、といったことの必要性を訴えている。

いくら知的財産で良いことを考えても、ビジネスにする直前でお金の問題に突き当たる。特に地方でそうだ。地方には東京のような大銀行があまりないので、信用金庫や地方銀行を巻き込んでやっていかないと、どんな良いアイデアもビジネスにながらない。

——地方金融機関にとって、融資のための無形資産の評価は難しいのである。金融との協力は大事だ。今までは「そういうことはほかの人の仕事だ」ということになつていた

つた。しかし、日本弁理士会では、中小企業基盤整備機構や日本政策金融公庫と協力している。中小企業診断士、税理士との連携も重要なと思う。商工会議所など中小企業支援の現場と知的財産の支援を組み合わせる形が必要ではないか。

筒井会長

それが弁理士の出番でもある。金融との協力は大事だ。今までは「そういうことはほかの人の仕事だ」ということになつっていたが、やはりワンストップサービスでないとうまくいかないだろう。いかにお金を出してもらい、チャレンジしてもらう土俵をつくるか、が大事だ。

筒井会長

価値評価は難しい。同じ特許権、技術でも、誰が持っているかによって違う。しかし、そこに価値を認めて融資するという社会風土をつくらないと、なかなか前に進まない。銀行がつぶれては元も子もないが、無形資産に対する投資活動をもう少し活発にして、失敗しても再挑戦が許される社会にならないと、起業家が減っていく。